

## 【関門港長基準】

# 関門港台風対策

改正 令和5年6月29日

## 1 態勢区分等

### (1) 区分

態勢の区分は、「警戒勧告（第一態勢）」、「避難勧告（第二態勢）」する。

### (2) 区分の根拠

港則法第39条第4項の規定に基づく勧告

### (3) 対象船舶

「警戒勧告（第一態勢）」：全ての船舶

「避難勧告（第二態勢）」：総トン数3,000t以上 の船舶及び総トン数500t以上の危険物積載船

## 2 各態勢の発令基準

(1) 「警戒勧告（第一態勢）」：台風が、気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、関門港が強風域に入ることが予想される場合に発令する。

(2) 「避難勧告（第二態勢）」：台風が、気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、関門港が暴風域に入ることが予想される場合に発令する。

ただし、「第二態勢」の発令時期については、巨大台風、迷走台風等の場合のように、暴風域に入ることが予測困難な場合は、関門港自然災害対策委員会に発令時期等を諮問し、決定する場合がある。

## 3 船舶が各態勢において執るべき措置

各態勢において執るべき措置は、別添1「台風来襲時における措置」を基本とする。

## 4 発令海域

発令海域は、原則「関門港全域」とするが、台風の勢力によっては、関門港を「響新港地区」「若松地区」「六連島地区」「関門地区」「新門司地区」に分割し発令する。

（別添2「台風対策区域図」参照）

## 5 発令時期

(1) 「警戒勧告（第一態勢）」：関門港が台風の強風域となる概ね5時間前

(2) 「避難勧告（第二態勢）」：関門港が台風の暴風域となる概ね8時間前

（新門司地区、響新港地区は、同概ね5時間前）

### (3) 発令時期の特例

次の場合は、「避難勧告（第二態勢）」の時期を繰り上げる場合がある。

① 平均風速15m/sとなる前に退去が完了することを前提とするため、台場鼻又は部埼の平均風速が12m/sを超えた場合

② 退去は、昼間に完了する必要があることから、退去の時期が夜間となる場合

③ 出港の時刻に制限（憩流時間帯に限る等）がある船舶の場合

## 6 命令

港長が必要と認めた場合、港則法第39条第3項の規定に基づく命令を発令する。

## 7 態勢の解除

解除時期は、原則として、台風が関門港から遠ざかり、その影響が徐々に低下する中、  
関門港の台場鼻及び部埼における平均風速が、

- ① 25m/s を超えない状態となった場合に「避難勧告（第二態勢）」
- ② 15m/s を超えない状態となった場合に「警戒勧告（第一態勢）」

を解除するものとする。

ただし、関門港を「響新港地区」「若松地区」「六連島地区」「関門地区」「新門司地区」に分割し、状況に応じて地区毎に解除する場合もある。

## 8 連絡体制

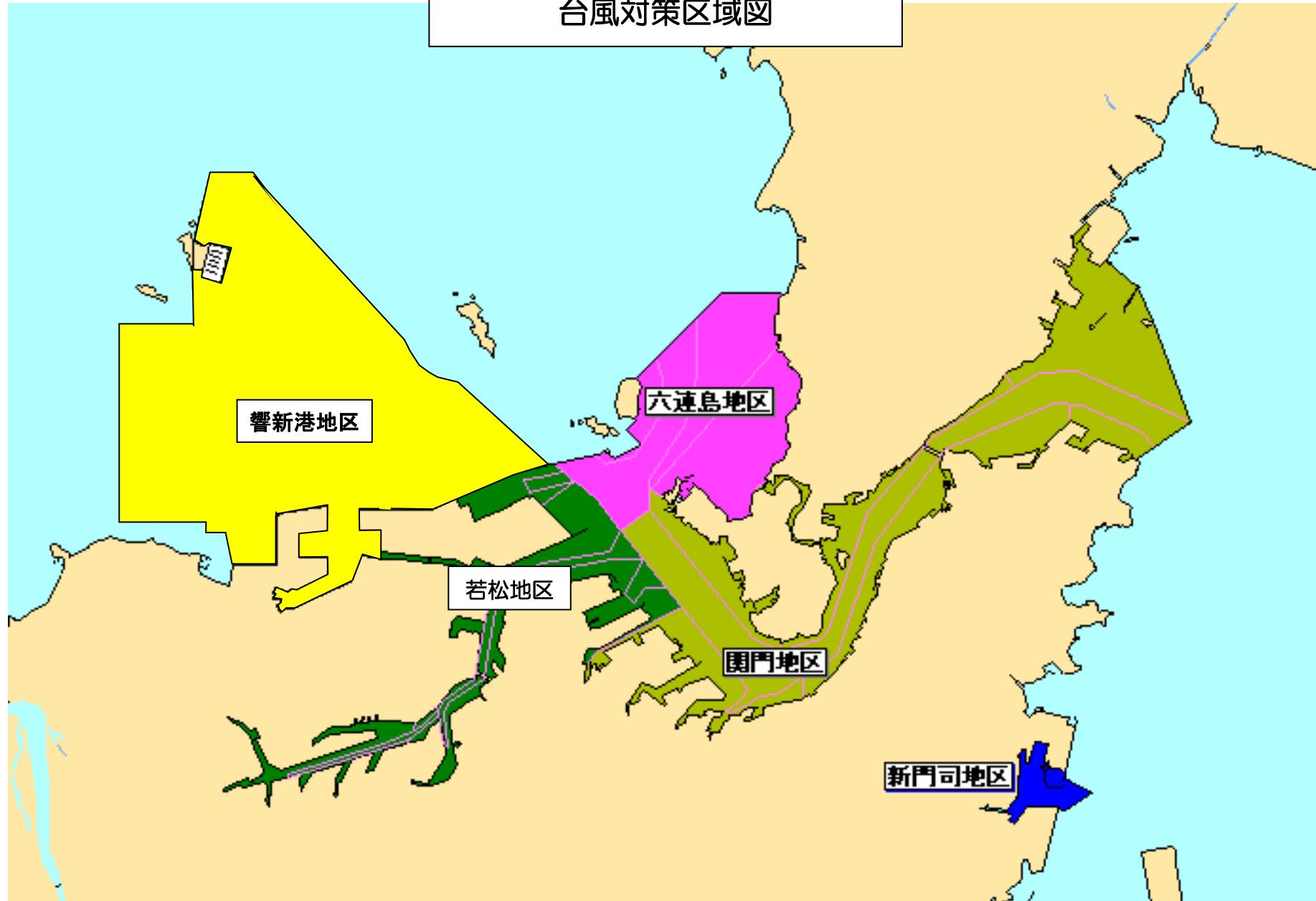
連絡方法、手段は、別添3「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

## 台風来襲時における措置

別添 1

態勢等	船舶等が執るべき措置
警戒 勧告 (第一態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般船舶：けい留索の補強、機関の準備、機関復旧等荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること。</li> <li>・ 危険物積載船：危険物の荷役は状況に応じて中止し、一般船舶の措置をとること。</li> <li>・ はしけその他の小型船：風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行うこと。 　　：係留索の増し取り対策、船体の陸揚げ等の措置をとること。</li> <li>・ 工事・作業船：工事、作業を中止し、安全な海域へ移動すること。</li> <li>・ 錨泊船にあっては、走錨海難の防止のため、次の措置をとること。（避難勧告（第二態勢）も同じ。） 　　国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 　　当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 　　AIS搭載船舶は、AISを常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。</li> </ul> <p>※【指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事・作業現場、造船所、岸壁（桟橋、物揚場等）は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、木材の水上荷卸しは、状況に応じて中止し、木材、いかだは、貯木場へ速やかに搬入し、流出防止措置を施すこと。</li> </ul>
避難 勧告 (第二態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）に入港しようとしている総トン数3,000t以上の船舶及び総トン数500t以上の危険物積載船は、入港を見合わせること。（総トン数500t以上3,000t未満の危険物積載船の六連島区への锚泊を除く。）</li> <li>・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）における総トン数3,000t以上の船舶は、港外の安全な海域に退去すること。</li> <li>・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）における総トン数500t以上の危険物積載船は、六連島区の锚地か又は港外の安全な海域に退去すること。</li> </ul>
命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港長が命令した措置をとること。</li> </ul>

台風対策区域図



情報の連絡方法・手段

別添3

勧告等の内容	周知方法	周知手段
発令・解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡系統による通報</li> <li>・海の安全情報による配信</li>   <li>・関門海峡海上交通センターからの周知</li> <li>・第七管区海上保安本部運用司令センター（もじほあん）からの周知</li> <li>・巡視船艇による周知</li>   <li>・問合せに対する門司海上保安部からの回答</li> <li>・海の安全情報（緊急情報）への掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・iFAX、メール</li> <li>・メール（緊急情報配信）</li>   <li>・ラジオ放送 日本語 1,651kHz 毎時 00 分、30 分から 15 分間 英語 2,019kHz 毎時 15 分、45 分から 15 分間</li> <li>・インターネット <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/</a></li> <li>・VHF一斉放送</li> <li>・AIS一斉通報</li> <li>・VHF 個別周知</li>   <li>・マイク、VHF 個別周知</li>   <li>・電話 093-321-0398、FAX 093-331-1168</li> <li>・インターネット <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html</a></li> </ul>